

株式会社河合楽器製作所に対する勧告について

令和8年6月22日
公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、株式会社河合楽器製作所（以下「河合楽器製作所」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法人番号	2080401001323
名称	株式会社河合楽器製作所
本店所在地	浜松市中央区寺島町200番地
代表者	代表取締役 河合 健太郎
事業の概要	各種楽器の製造販売、各種教室の運営等
資本金	71億2200万円

違反事実の概要	<p>河合楽器製作所は、自らが運営する音楽教室及び体育教室において行う消費者向けレッスンの実施、自らが主催するイベントの運営補助、自らが請け負う楽器の修理等を委託していた（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <ol style="list-style-type: none">1 特定受託事業者100名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、明示事項^(注1)の全部又は一部を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。2 特定受託事業者98名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。3 特定受託事業者28名に対し本件業務委託をした際に、体験レッスン^(注2)の実施について、当該事業者と十分な協議を行うことなく、一方的に、通常レッスン^(注3)の実施に対して支払われる対価に比し、約33.9パーセントから約72.3パーセントまでの間の率を引き下げた額に相当する報酬の額を定めた。
---------	--

(注1) フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項に規定するものをいう。

(注2) 音楽教室に入会前の消費者に無料で個別にレッスンを体験させることをいう。

(注3) 音楽教室の入会後の消費者に対し有料で個別にレッスンを提供することをいう。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所フリーランス課 電話 052-228-9464（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部第四上席取引適正化検査官 電話 03-3581-2025（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

勧告の概要	河合楽器製作所は、特定受託事業者28名に対し業務委託をした体験レッスンの実施に係る報酬の額について、当該事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで、公正取引委員会の確認を得た上で、令和6年11月の業務委託の発注分にまで遡って引き上げること等
参照条文	フリーランス・事業者間取引適正化等法 第3条第1項（取引条件の明示義務） 第4条第5項（期日における報酬支払義務） 第5条第1項第4号（買ったたきの禁止）

株式会社河合楽器製作所に対する勧告(概要)

【フリーランス・事業者間取引適正化等法】



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

(特定業務委託事業者)
株河合楽器製作所



業務委託の内容

音楽教室及び体育教室において行う消費者向けレッスン、入会前の体験レッスンの実施等



音楽教室、体育教室の講師等(100名)
(特定受託事業者)

違反行為の概要

- 1 特定受託事業者100名に対し、業務委託をした際、直ちに、取引条件を明示しなかった。(注1)
- 2 特定受託事業者98名に対し、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。(注2)
- 3 特定受託事業者28名に対し、音楽教室の入会前の体験レッスンの実施を委託した際に、通常レッスンの実施に対して支払われる対価に比し、著しく低い報酬の額を不当に定めた。(注3)



勧告の概要

- (1) 報酬の額について、特定受託事業者の役務の提供の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで引き上げること
- (2) 特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、
 - ① 取締役会の決議(今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと、買ったたきを行わないこと等を確認)
 - ② 特定受託事業者との取引について、取引条件の明示、期日までの報酬の支払及び買ったたきの観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
 - ③ 研修を行うなど、社内体制を整備する など

(注1)取引条件の明示義務

特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

(注2)期日における報酬支払義務

役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第1項・第5項)。

支払期日が定められなかった場合は、役務の提供を受けた日が支払期日となり、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第2項・第5項)。

(注3)買ったたき

特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めてはならない(法第5条第1項第4号)。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

(1) 目的 (第1条)

取引の適正化・就業環境の整備

(2) 本法の対象 (第2条第1項、第5項、第6項)

フリーランス : 「特定受託事業者」

発注事業者 : 「業務委託事業者」又は「特定業務委託事業者」

(3) 義務と禁止行為 (第3条～第5条、第12条～第14条、第16条)

本法の規制は、**取引の適正化** と **就業環境の整備** の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は次のとおりです。

ア 発注事業者(業務委託事業者)が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)

イ 発注事業者(特定業務委託事業者)が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)
- ② 期日における報酬支払義務 (第4条)

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務 (第12条)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務 (第14条)

ウ 発注事業者(特定業務委託事業者)が一定期間※以上の期間行う業務を委託する場合

※ 「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務 (第3条)
- ② 期日における報酬支払義務 (第4条)

禁止行為 **取引の適正化**

- ③ 発注事業者の禁止行為 (第5条)

- ・受領拒否の禁止
- ・報酬の減額の禁止
- ・返品 of 禁止
- ・買ったたきの禁止
- ・購入・利用強制の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務 (第12条)
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務 (第13条)
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務 (第14条)
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務 (第16条)

(4) 違反への対応 (第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条)

報告徴収・立入検査(第11条および第20条)

指導・助言(第22条)

中小企業庁の措置請求(第7条)

勧告(第8条及び第18条)

命令・公表(第9条および第19条)

罰金・過料(第24条～第26条)

※報復措置の禁止 (第6条第3項および第17条第3項)

2 参照条文

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 個人であつて、従業員を使用しないもの

二 （略）

2 （略）

3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 （略）

二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。

4 （略）

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 （略）

二 法人であつて、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役務の提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 （略）

（報酬の支払期日等）

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定め

られたものとみなす。

3・4 (略)

5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない。

6 (略)

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一～三 (略)

四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

五 (略)

2 (略)

(勧告)

第八条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第三条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第一項の規定による明示又は同条第二項の規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第四条第五項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに報酬を支払うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかにその報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5・6 (略)

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和六年政令第二百号）（抄）

(法第五条第一項の政令で定める期間)

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

公取適第654号
令和8年6月22日

浜松市中央区寺島町200番地

株式会社河合楽器製作所

同代表者 代表取締役 河合 健太郎

公正取引委員会

同代表者 委員長 茶谷 栄治

勧告書

公正取引委員会は、株式会社河合楽器製作所（以下「河合楽器製作所」という。）に対し、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第8条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 河合楽器製作所は、別表1の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした体験レッスン（音楽教室に入会前の消費者に無料で個別にレッスンを体験させることをいう。以下同じ。）の実施に係る報酬の額について、当該事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで、公正取引委員会の確認を得た上で、令和6年11月の業務委託の発注分にまで遡って引き上げること。
- 2 河合楽器製作所は、フリーランス・事業者間取引適正化等法を遵守する体制を確立するため、次の措置を講ずること。
 - (1) 次の事項を取締役会の決議により確認すること

- ア 別表2の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項に規定するものをいう。以下「明示事項」という。）を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかったことは、同項の規定に違反するものであること
- イ 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること
- ウ 別表3の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした際に、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第2項の支払期日までに報酬を支払わなかったことは、同条第5項の規定に違反するものであること
- エ 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、当該特定受託事業者に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと
- オ 別表1の「特定受託事業者」欄記載の事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、体験レッスンの実施について、当該事業者と十分な協議を行うことなく、一方的に、通常レッスン（音楽教室の入会後の消費者に対し有料で個別にレッスンを提供することをいう。以下同じ。）の実施に対して支払われる対価に比し、約33.9パーセントから約72.3パーセントまでの間の率を引き下げた額に相当する報酬の額を定めた行為は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- カ 今後、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした

場合に、当該特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めないこと

- (2) 令和6年11月1日から令和8年6月22日までの間に、別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し業務委託をした内容と同種又は類似の内容の業務委託をした特定受託事業者に係る取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項、第4条第5項及び第5条第1項第4号の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、特定受託事業者に係る取引の適正化のために必要な措置を講ずること

- (3) 今後、以下について、自社の役員及び従業員に対するフリーランス・事業者間取引適正化等法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

ア 特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること

イ 特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、当該特定受託事業者に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと

ウ 特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、当該特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めないこと

- 3 河合楽器製作所は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

(2) 前記1及び2に基づいて採った措置

- 4 河合楽器製作所は、次の事項を取引先特定受託事業者

通知すること。

(1) この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）
の内容

(2) 前記 1 から 3 までに基づいて採った措置

5 河合楽器製作所は、前記 1 から 4 までに基づいて採った
措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理 由

第 1 事実

1 (1) 河合楽器製作所は、肩書地に本店を置き、各種楽器の製造販売、各種教室の運営等を行う法人たる事業者であって、二以上の役員があり、従業員を使用している。

(2) 別表 1 から別表 3 までの「特定受託事業者」欄記載の事業者は、個人であって、従業員を使用していない。

(3) 河合楽器製作所は、別表 1 から別表 3 までの「特定受託事業者」欄記載の事業者に対し、自らが運営する音楽教室及び体育教室において行う消費者向けレッスンの実施、自らが主催するイベントの運営補助、自らが請け負う楽器の修理等を委託していた（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）。

2 河合楽器製作所は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間、別表 2 の「特定受託事業者」欄記載の事業者 100 名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、明示事項の全部又は一部を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。

3 河合楽器製作所は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間、別表 3 の「特定受託事業者」欄記載の事業者 98 名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。

4 (1) 河合楽器製作所は、別表 1 の「特定受託事業者」欄記載の事業者 28 名に対し、同表の「業務委託の期間」欄記載の期間における本件業務委託を行った。

(2) 河合楽器製作所は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間、別表 1 の「特定受託事業者」欄記載の事業者 28 名に対し、通常レッス

ンの実施と同種の内容の役務の提供である体験レッスンの実施を委託した際に、当該事業者と十分な協議を行うことなく、一方的に、通常レッスンの実施に対して支払われる対価に比し、約33.9パーセントから約72.3パーセントまでの間の率を引き下げた額に相当する報酬の額を定めた。

第2 法令の適用

前記事実によれば、別表1から別表3までの「特定受託事業者」欄記載の事業者は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第1項に規定する特定受託事業者に、本件業務委託は、同条第3項に規定する業務委託に、河合楽器製作所は、同条第5項に規定する業務委託事業者及び同条第6項に規定する特定業務委託事業者に、それぞれ該当するところ

- 1 河合楽器製作所の前記第1の2の行為は、特定受託事業者に対し業務委託をした際に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなかったものであり、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項の規定に
- 2 河合楽器製作所の前記第1の3の行為は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第2項の規定により報酬の支払期日とみなされる特定受託事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかったものであり、同条第5項の規定に
- 3 河合楽器製作所の前記第1の4(2)の行為は、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした際に、特定受託事業者の役務の提供の内容と同種又は類似の内容の役務の提供に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めたものであり、同条第1項第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定に

それぞれ違反するものである。

よって、河合楽器製作所に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】